平成２２年（フ）第６２号
広島県福山市神辺町大字川北1239番地10
債務者　小原　秀子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１６０号
青森市大字駒込字月見野299番地387
債務者　福士　義美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
青森市大字駒込字月見野299番地387
債務者　福士　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
神奈川県三浦市初声町下宮田1004番地２
債務者　山野　良子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第７２号
神奈川県横須賀市武４―15　D201、住民票上の住所神奈川県横須賀市野比１丁目42番35号
債務者　井上　　光
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８０号
神奈川県横須賀市二葉２丁目１番18―509
債務者　佐藤　英子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８３号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目31番６号　ホワイトハウス７号
債務者　清水　真二
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８４号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目31番６号　ホワイトハウス７号
債務者　清水　里美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１号
和歌山市向191番地　向団地９棟286号
債務者　天野　由季（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１号
和歌山市北中島１丁目４番４号　県営宮前駅前団地１―４―23
債務者　小林　俊一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７５号
和歌山県海南市下津町中539番地12
債務者　吉田　光伺
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８１号
和歌山県岩出市北大池334番地の66
債務者　新城　安悦
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８２号
和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口615番地１
債務者　坂本　麗子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８７号
和歌山市向191番地　団地第５棟139号
債務者　梅本万亀子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９２号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1282番地１
債務者　川瀬工業こと　川瀬　順一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９７号
和歌山市内原1019番地の４　東方住宅第１―12号室
債務者　木下　幸仁
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９８号
和歌山県紀の川市東川原185番地２
債務者　森山　　大
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係